

## 原子力安全協定に基づく報告に係る調査結果について

平成19年8月31日  
生活環境部原子力安全対策課

### 1 経緯

県は去る4月11日、電気事業者等のデータ改ざん及び手続き不備等を踏まえ、安全管理及び情報公開の徹底について要請したところであるが、日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所の非管理区域において放射性物質による汚染が発見されていたにもかかわらず、国及び県等に対し報告していない事案が明らかになった。

このため、県は、原子力安全協定締結全19事業所に対し、原子力安全協定に基づく報告の漏れ及び記載事項に係る改ざんの有無について調査のうえ、報告するよう6月28日付けで要請した。

県は、原子力安全協定締結全19事業所が行った調査結果についてヒアリングを行い、事実関係を確認し、結果を取りまとめた。

### 2 調査対象

原子力安全協定締結全19事業所の原子炉施設、再処理施設、燃料加工施設、核燃料使用施設、廃棄物管理施設、放射性同位元素使用施設 等

### 3 事業所の調査方法

- ・ 事業者は調査計画を立案し、計画に沿って各種報告と記録の確認や関係者への聞き取り調査等を行った。
- ・ 記録確認は、主に所内規定等に基づく文書保存期間を対象とし、それ以前の記録で現場に保管されていたものを含め、報告の漏れや記載事項の改ざんの有無を確認した。
- ・ 聞き取り調査は、在職者の外、OBや協力会社員まで広範囲に行った。
- ・ 日本原子力研究開発機構等は、調査結果をまとめるにあたり、所内に設置した委員会にて調査結果を評価した。

### 4 事業所の調査結果

記載事項に係る改ざんは認められなかったものの、事故・故障等の報告漏れ等が21件認められた。なお、各事業所の調査結果は、別表のとおり。

#### (1) 事故・故障等の報告漏れ

##### 概要

- ・ 全19事業所のうち、報告漏れのあったとする事業所が原子力科学研究所(7件)、那珂核融合研究所(1件)で認められた。
- ・ 当時の行政指導等に照らして連絡すべき事案があったとする事業所が原子力科学研究所(5件)、核燃料サイクル工学研究所(3件)及び大洗研究開発センター(3件)で、それぞれ認められた。

原子力科学研究所

- ・ 確認された汚染は、主に昭和30～40年代の汚染に起因し、施設内の非管理区域及びその周辺で確認されたものである。【事故・故障等】
- ・ 汚染発生当時は管理区域であったが、設備の撤去等により非管理区域となった施設もある。【事故・故障等】
- ・ 汚染が確認された施設の排水は一般の雑排水と合流後に排水溝から海中へ放流されるが、これまで放流口において、汚染に起因する有意な値は確認されていない。
- ・ 廃棄物保管施設において、地下ピットの滞留水の汚染及びドラム缶保管体内容物の漏洩が確認された。【連絡必要事項】

那珂核融合研究所

- ・ 旧那珂研究所二次冷却棟非管理区域における発煙は、公設消防に通報せずに事業所員が処置していたが、当時（平成11年）の原子力安全協定に定める軽微な事故・故障等に該当する。【事故・故障等】

核燃料サイクル工学研究所

- ・ 管理区域内での作業員の汚染等が確認された。【連絡必要事項】

大洗研究開発センター

- ・ RI 使用開発棟の研究室（非管理区域）における火災は、公設消防に通報せずに事業所員が処置していたが、当時（昭和51年）の原子力安全協定に定める連絡事項に該当する。【連絡必要事項】

- ・ 管理区域内での作業員の汚染、非管理区域での微量汚染（現在のクリアランスレベル以下）が確認された。【連絡必要事項】

(2) 事故・故障等以外の原子力安全協定に定める各種報告書の提出漏れ

- ・ 核燃料輸送物等輸送状況報告書の提出漏れが、原子力科学研究所（1件）で認められた。
- ・ 本件は、約半年にわたり A 型核燃料輸送物の輸送が報告されていなかったもの。（輸送回数7回）

(3) 不実記載

- ・ 原子力科学研究所（1件）で認められた。

本件は、保管廃棄物半地下ピットの報告に係るもので、旧科学技術庁が調査を指示し、県が調査を要請したもの。原子力科学研究所（旧東海研究所）は旧科学技術庁、県へ滞留水のない旨を報告したが、後にピットの滞留水を確認したにもかかわらず、その旨の報告を怠ったものである。

5 事業者の調査結果に対する県の評価

- ・ 安全性や設備の健全性が損なわれるものはなかったが、事故・故障の報告漏れ及び連絡すべき事案が原子力機構の4事業所において、それぞれ8件及び11件認められた。このことは、法令等の遵守や安全意識が不足していたと考えざるを得ない。
- ・ 旧東海研究所における保管廃棄物半地下ピット内滞留水の調査については点検箇所が少なく、十分な調査が行われたとは言い難い。

6 今後の県の対応

日本原子力研究開発機構から提出された改善策については、内容を確認するとともに、その改善状況を平常時立入調査等で確認する。

〔別表〕

## 各事業所の調査結果

(単位：件)

区分 事業所名	報告漏れ				協定に基づく各種報告の提出漏れ	不実記載
	事故・故障等報告漏れ		連絡必要事案			
	法令	協定	国	県		
原子力機構 原子力科学研究所	7	7	5	5	1	1
原子力機構 核燃料サイクル工学研究所			3	3		
原子力機構 大洗研究開発センター			4*	3**		
原子力機構 那珂核融合研究所		1***				
原電東海第二発電所						
東京大学						
三菱原子燃料						
原子燃料工業						
核物質管理センター						
ニュークリア・デベロップメント						
日本核燃料開発						
ジェーシーオー						
住友金属鉱山						
三菱マテリアル						
東北大学						
放射線医学総合研究所						
第一化学						
日本照射サービス						
日揮						
合計	7	8	12	11	1	1

〔備考〕\* 協定締結前の事案が2件、協定で連絡を義務付けられている非管理区域の火災が1件あるため、差し引き、県への報告が必要な事案が国と比較して1件少ない。

\*\* 3件中の1件は非管理区域における火災（昭和51年）であり、原子力安全協定に定める連絡事項に該当する。

\*\*\* 非管理区域における火災（平成11年）であり、原子力安全協定に定める軽微な事故・故障等に該当する。